

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の
一部を改正する省令（案）について

令和6年6月

消防庁特殊災害室

【概要】

特定事業所の自衛防災組織が防災資機材等ごとに置かなければならない防災要員の人数は、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）で定められている。また、総務省令で定める要件を満たす特定事業所が、「防災要員の行う防災活動の作業の省力化に資する装置又は機械器具」で総務省令で定めるものを有し、又は搭載して省力化された防災資機材等を備え付けた場合については、当該防災資機材等に置くべき防災要員の人数は、総務省令で定められている。

今般、一定の要件を満たす特定事業所が、総務省令で定める「防災要員の行う防災活動の作業の省力化に資する装置又は機械器具」を消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載した場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数を定めるため、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号。以下「省令」という。）の一部を改正する。

【改正内容】

1 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る規定の整備

(1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載する、「防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具」として、ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を規定する。（省令第17条の2の2関係）

(2) 特定事業所の要件として、ホース延長用資機材等を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を当該特定事業所に係る自衛防災組織に備え付けた場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車及び当該特定事業所に備え付ける必要があるその他の防災資機材等による消火活動場所があること等を規定するほか、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る所要の規定の整備を行う。（省令第17条の3第1項関係）

(3) 上記(2)の要件を満たす特定事業所に係る自衛防災組織が上記(1)を搭載する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数を次のとおり規定する。

①ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している消火薬剤タンク付き

大型化学高所放水車 3人（現行5人）

②ホース延長用資機材及び低反動ノズルを搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 4人（現行5人）

（省令第17条の3第2項関係）

2 その他所要の規定の整備等

固定放射設備等による代替措置並びに構成事業所の要件及び防災要員について、所要の規定の整備を行う。

【施行日】

公布の日